

## 媒介条件表 (INVASE)

媒介の種類	住宅ローンの媒介（証書貸付の媒介・極度方式基本契約の媒介）
媒介手数料計算方法	■借り入れ 融資承認金額の1%（下限35万円） ■借り換え 借り換えにより削減できる総返済額の10%（下限35万円） ※表記は全て税別
媒介手数料の割合	元本の5.0%を上限とする
媒介先の貸付利率または割引率	年15.0%を上限とする
媒介先の返済方式	元金均等方式、元利均等方式、または毎月利払・元金一括返済方式
媒介先の返済期間	12ヶ月～600ヶ月、または初回利払い日から債務者死亡時までの期間
媒介先の返済回数	12回～600回、または未確定
貸金業務取扱主任者の氏名	鈴木 健二郎 / 山浦 瑞貴
指定紛争解決機関	日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 所在地：東京都港区高輪3-19-15 電話番号：03-5739-3861